

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：篠栗町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	52.7%
全ての職員	59.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	99.9%
本庁課長補佐相当職	96.9%
本庁係長相当職	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	70.9%
31～35年	90.1%
26～30年	91.1%
21～25年	95.2%
16～20年	88.5%
11～15年	110.5%
6～10年	98.2%
1～5年	102.1%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員の男女の給与の差異について

- ・再任用職員 8 名のうち 3 名が課長級職員の職員であり、いずれも男性である。
- ・会計年度任用職員のうち男性は約 5 割がフルタイム勤務であるのに対し、女性は 107 人のうちフルタイム勤務が約 3 割である。

その他

- ・男女両方もしくはどちらかに該当者が存在しない場合は、「－」と記載している。